

環境委員会資料

令和４年第２回定例会提出予定議案の説明

議案第３号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（港湾局に関する部分）

資料１ 川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

資料２ 新旧対照表

令和４年２月１０日

港 湾 局

川崎市民間活用事業者選定評価委員会の設置について（案）

1 改正理由

民間活用（川崎版 P P P）推進方針（令和 2 年 3 月策定）に基づき、民間活用事業に応募する民間事業者の提案の審査や事業化後の評価を実施するにあたり、公正性、透明性、客観性の確保の観点から、学識経験者の意見を踏まえて手続きを進める必要があり、民間事業者の選定等に関して調査審議を行う民間活用事業者選定評価委員会を設置するため。

なお、指定管理者選定評価委員会については、民間活用事業者選定評価委員会の設置に伴い整理統合することとし、廃止する。

2 設置する附属機関

- （１）名 称 川崎市港湾局民間活用事業者選定評価委員会
- （２）所 掌 事 務 港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。
- （３）組 織 学識経験者 10 人以内の委員で構成
- （４）委員の任期 2 年

3 廃止する附属機関

川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 附 則（令和3年3月24日条例第1号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和4年3月●●日条例第●号）</u> <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u>					○川崎市附属機関設置条例 平成27年3月23日条例第1号 附 則（令和3年3月24日条例第1号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。				
別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関					別表第1（第2条～第5条関係） 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
川崎市港湾局民間活用事業者選定評価委員会	港湾局が所管する <u>事務における民間事業者の活力を活用した手法</u> の導入の適否並びに <u>民間活用に係る民間事業者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	<u>10</u> 人以内	学識経験者	2年	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	港湾局が所管する <u>公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者</u> の選定及び評価に関して調査審議すること。	<u>8</u> 人以内	学識経験者	2年
(略)					(略)				